

平成28年1月14日

答申第656号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「会計処理上の回収不能処理額と整合する未収受信料の総額と5年以内の金額」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、NHKの事業年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる1年間と定められており、第1年度に収納できなかった受信料債権は、受信料未収金として翌年度に繰り越し、第2年度末になっても収納できなかった受信料未収金は、会計上簿外処理される。そして、新たな年度の受信料未収金が計上されるため、開示の求めにある「会計処理上の回収不能処理額」とは、第2年度末になっても収納できずに簿外処理した「受信料未収金」であると考えられる。

一方、「未収受信料の総額」とは、個々の受信者との間に結んだ受信契約に基づいて、収納すべき未収期間が1年以上の受信料額、すなわち「未収額」となるが、これは3年目以降も個別の契約者ごとに管理している。

従って翌年度に繰り越しても収納できずに簿外処理した「受信料未収金」と「未収額」は、管理期間が異なるため整合することはない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第677号諮問、審議、答申